

原子力規制委員会記者会見録

日時：平成30年2月21日（水）17：30～

場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室

対応：更田委員長 他

< 質疑応答 >

司会 それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。スミさん。

記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。

今日の定例会の最後の方で委員長の御発言があったと思うのですが、破局的噴火について、考え方をまとめよう、整理しようという御発言がありました。国会での質問とかもあったでしょうし、裁判等でもいろいろ焦点になっていると思うのですが、委員長のお考えをお聞かせください。

更田委員長 本日午前中の委員会の最後の議題で、原子炉安全専門審査会のもとにある、いわゆる火山部会に御参加いただく先生について、人事にかかわる議題があったのですが、ちょっと飛躍かもしれないけれども、火山つながりで、火山といえば、今、いろいろな意味で関心の高い破局的噴火について取りまとめておくということは、一種、説明責任を果たす上でも重要なかなと思って、ちょっと思いつきだったかもしれないけれども、石渡委員へ問いかけてみたら、石渡委員も同様のことをお考えのようであったので、そういったことで、破局的噴火、いわゆるカルデラ噴火について、規制委員会のとっている考え方を改めて整理してもらおうということです。

記者 規制庁なのか規制委員会なのか分かりませんが、火山については考え方のガイドみたいなものを作られていると思うのですが、そういったものに反映していく、改訂していくことにつながっていくのか、それともただ単に考え方を整理するという話なのでしょうか。

更田委員長 まずは整理なのだと思います。それから、今、火山ガイドの改訂を考えているわけでは決してなくて、共通認識かどうかは別として、ガイドといっても、これは火山ガイドに限ったことではないですけれども、読んでずっと分かるように書かれているものでもないし、もちろん審査する側にとっては記述として十分なのかもしれないけれども、その中でも関心の高い事項について、きちんと、今のポジションをはっきりさせておくことは重要だろうと思って、まず、とにかく整理をしてもらえばと思っています。

記者 更田委員長の整理というのは、非常に幅があるというか、難しい問題だなと思っていて、先日の被ばく線量と空間線量の関係も、数字の相関関係を整理しましょうみたいな話もあるのですが、整理した先に何があるのかという部分があって、火山の破局的噴火については、裁判でも焦点になっていて、まさに定義であるとか、非常に曖昧な部分でいろいろ解釈が分かれているところがあると思うのですが、何か定量的な条件とか、要件みたいなものを定めるといのは、目標というか、方向性があるのですか。

更田委員長 最後の部分を捉えて答えると、そこまで考えているわけではないです。空間線量率に関して言うと、年間の被ばく線量1ミリシーベルトに当たる空間線量率が0.23マイクロシーベルト・パー・アワーという、この関係については、実際に人々の被ばく線量を、それぞれにガラスバッジを持っていただいて測っているのだから、その相関関係については改める余地があるという意図を持って整理してくださいという言い方をしましたけれども、今回の破局的噴火に関して言えば、どう改める、こう改めるとい考えを持っているわけでは決してなくて、許可に際して、ないしは判断を行うに際して、私たちがとった考え方はこういうものだというのを整理してくださいという意味です。

記者 最後にしますけれども、規制委員会としては答えにくいかもしれませんが、裁判でやはり争点になっていて、先日、伊方原発でこの部分がクローズアップされて運転差し止めという、仮処分の決定ですが、出ました。今後もやはり争点になっていくと思うのですが、そういうのを踏まえて一度整理しておこうということなのでしょうか。

更田委員長 先ほど思いつきという言葉を使ってしまったのですが、そこまで深く考えてのことではなくて、火山部会の議題があったし、火山といえば、今、とても関心が深いなど。関心が深いのであれば、整理してみることに価値があるのではないかと、そのくらいですね。

司会 ほかにいらっしゃいますでしょうか。ヨシノさん。

記者 テレビ朝日のヨシノです。

私は原子力規制委員会推奨本の『死都日本』を3回ぐらい読み返してみました。現状において、破局的噴火の考え方を整理した先の話に一体何があるのかというと、予見可能性ということになると、予見可能性は極めて低いだろうということと、それから、日本全体が破局、崩壊してしまうようなディザスターを想定した中で、一体何が議論できるのだろうかということ、煮詰まってしまう感を今から感じるのですけれども、委員長はどのようにお考えでしょうか。

更田委員長 これは以前の会見でも触れたことではあるのですが、破局的噴火というのは、およそ非常に広い範囲にわたって、あらゆる人間の活動、経済的活動、社会

的な活動を一気に壊滅させてしまうような規模の災害であって、この中でどう原子力災害の部分だけ取り出して考えるかというのは、なかなか難しい問題をはらんでいるだろうと思います。煮詰まってしまうというのはおっしゃるとおりかもしれない。本来であれば、ある特定の施設に対して議論がきちんと進められるべきであれば、他の施設や他の活動についても同様であるべきで、ただ、これはなかなか捉え方の難しい問題だろうと思います。

まず私たちが判断すべきは、そういったディザスターの直前の状態にあるかないか、時間のスケールについても、これは非常に大きな時間のスケールの問題で、地震や津波についても同じことではありますけれども、この時間のスケールというのが、人間の感覚からして、感覚的にすら捉えにくい時間のスケールですから、議論をする上で非常に難しい対象であると思うし、なかなか議論がかみ合わないところもどうしても出てくるのであろうと思います。非常に幅広い質問なので、このくらいですけれども、質問を受けて率直に思ったのは、今、申し述べたとおりです。

司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。ヤマグチさん。

記者 ブラッツのヤマグチです。お願いします。

大きく3つあります。1つ目は、原電なのですが、昨日の審議会でもかなりスケジュールのタイト感が強かったかに思うのですが、特に3つのパッケージを11月までにまとめなければいけない中でも、工事計画の部分に規制審査側としては不安を覚えていらっしゃるように見えるのですが、委員長、御覧になられるにおいて、延長、それから、工計認可というような部分、具体的にどんな部分が一番懸念の対象になっていらっしゃるのか、何かあればお伺いできますでしょうか。それで、そういうものを払拭するためには、今後、どういった要求、もちろん迅速な対応という一言以外に、具体的に思い当たる部分があれば、規制庁の対応としても、どう対応、対処していかれるのか、この部分から伺えますか。

更田委員長 まず、全体から言えば、昨日の審査会合で山中委員や櫻田技監が伝えたとおりのことですけれども、例えば、運転の延長認可を目前に控えて工事計画認可を受けようとしているもの、先行の炉で言えば高浜の1号炉、2号炉と美浜3号炉があります。このときは既にPWRについて、他の炉に関して審査の経験が積まれている。さらに申請者の関西電力にとっては高浜3、4号機の審査の後にやってきたもので、申請者と規制側と双方に対して先行事例があって、経験を積んだ状態で、なお運転延長認可を受けようとする高浜1、2、美浜3に関しては時間的な制約があって大変ですよということは、あの当時、盛んに伝えていたところです。その上で、部分、部分において新たな評価手法を用いるということがあるのだったら、早く言ってもらわないと、これはなかなか終わらないですよ。

ただ、その高浜1、2、美浜3についても、時間的な余裕のない中で判断に至った

わけですけれども、今度、東海第二となると、許可に関しては、柏崎刈羽6、7の許可は終わっていますけれども、工事計画認可に関しては進んでいるわけではなくて、事実上、東海第二の工事計画認可が先行する形にならざるを得ない。さっき3点セットとおっしゃったのは、工事計画認可と運転延長認可と保安規定だと思えますけれども、運転延長に係るものはやはり工事計画認可での議論がベースになるところはあります。同時並行で進めてはいるものの、やはり工認でしっかり判断をしてからでないと、運転延長、これはそんなに間隔が必要なわけではないけれども、やはり工事計画認可がまず最初に必要となる判断です。

そうすると、BWRという炉型でもあり、それから、日本原電としては初めての、最初の基準適合性審査であり、そういった意味では、関西電力の美浜3号、高浜1・2号のときに比べて、更に一層事態は厳しい可能性がある。

それから、そもそも工事計画認可ですから、耐震性等に関しては、各設備、各機器に関して耐震解析が提出されないことには、手法が正しいのかどうか。もちろん提出された結果がクリアしていたとしても、その手法が正しいかどうかを見ていかなければならないわけですけれども、基本方針、基本的な部分は設置許可で済んでいるとしても、工事計画認可の中の議論であっても、細部にわたって確認することはいくつもあって、ただ、まだその結果がどうであるかすら出ていないものに対して、途中の手法がどうであるかという議論になかなか入っていけない部分があります。

そういった意味で、これは櫻田技監が伝えたとおりではありますけれども、判断ができるところまで行かないのではないかという懸念を強く持っています。つまり、認可できる、認可できない、判断はどちらかになるわけですけれども、そのどちらでもなくて、もう期限が来たけれども、判断できないねとなる可能性があるということを出中委員、櫻田技監から伝えたところです。

ですから、これは時間的な制約等も含めて、やはり耐震性等にかかわる解析結果というものを早く提出してもらわないと、私たちとしても判断に要する時間がとれないというのが今の状態です。

記者 そうしますと、現実的にいうと、それこそ不許可という可能性もかなり危惧されるところでしょうか。

更田委員長 運転延長認可は期限が定められているもので、その前提となる工事計画認可は、ある時期まで日本原電は認可を受けなければ意味がないわけですから、これを不認可と言うのかどうか分かりませんが、時間切れになったら申請が取り下げられるかもしれないし、どういう終わり方になるかは分かりませんが、いずれにせよ、東海第二の工事計画認可については危機感を持っています、正直言って。

記者 そうすると、自動的に不認可とか不許可という形にはならないと。

更田委員長 要するに、運転延長の認可を期限までに受けられなければ、そこで40年の寿命が来るわけですから。

記者 分かりました。

もう一つは、以前もちょっと触れたところなのですが、経験、見知を生かすというところで、中国電力の島根2号機は、先日の審査会合でも基準地震動の認識を両方で踏まえたというところで、中国電力はそれをもってして、あと、地元の了解もあれば島根3号の方にも申請をしたいのだという動きだということを言っています。

更田委員長は、島根3号機においては、これまでの島根1号機の廃炉及び島根2号機の審査の経験、知見を生かせるのではなからうかというようなことを以前も触れていらっしやいましたけれども、同じような質問で済みません。具体的にこういった部分がかかり見知としていかされるであろう、審査上、ということなのでしょうか。何か具体的なところがあれば、お伺いできますか。

更田委員長 これはまだ申請されていないものに対してなので、お答えはある程度限定的になりますけれども、島根3号機はABWRで柏崎刈羽6・7号機と同じ炉型ですので、そういった意味では、東京電力・柏崎刈羽6・7号機での審査の経験が、申請側、規制側双方にとって生きる部分はあるだろうと思います。

それから、中国電力に言えば、先行している島根2号機についての審査の経験、これは重大事故等対策等に関する経験というのが生きるだろうと思いますけれども、ただし、新しい炉であるからそれだけ余裕があるかということ、必ずしもそうではなくて、例えば、耐震性等々については、場合によっては古い炉の方が強いということもあるのですね。新しい炉というのは、往々にして合理化設計がとられているところもあって、例えば、地震みたいな一つのハザードに関して言うと、新しい炉の方が古い炉よりも余裕だというのは、実態としてはそうでないケースもあります。ですから、これは審査に入ってみないと分かりません。

記者 ありがとうございます。

もう一つだけ手短に。東京電力の柏崎刈羽の方は設置変更許可を無事終えたわけなのですが、その次の焦点として社長がおっしゃっているところは、東通の共同事業なのだと。東通に至ってはまだ整地をただけで、建屋自体もまだまだなわけなのですが、望むところ、共同事業体としてやっていきたいというところで、こういう、直接審査とは関係がないかもしれないのですが、委員長の御経験も踏まえて、共同事業体のメリット、デメリット、その文化の融合なんていうところから、利点、逆に課題めいたものは見え隠れしますでしょうか。

更田委員長 まず、これは許可を受けている炉に対するものではないので、まずは電力であるとか、推進側の意思決定が必要だと思いますけれども、一般に共同事業体というような形をとったときに、デメリットになってしまっただけはいけないのは、責任の主体が明確であるかどうかということが非常に重要だと思っています。

メリットに関して言えば、それは技術に対して組織のスケールメリットみたいなものが生かされるかどうかですけれども、これは今の時点で何ともお答えしがたいところは

あります。規制当局としては、むしろ懸念の方をきちんと解消してもらわないとということであって、意思の疎通であるとか、責任の所在であるとか、組織体制であるとか、これは一層難しい。要するに、審査というか、判断をする上での難しさはあるだろうと思います。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。では、フジノキさんでしたか。

記者 NHKのフジノキと申します。

ちょっと今日は代理で出ているので、今までの議論の経緯をよく分からないところがあるのですが、先般から出ている1時間当たり0.23マイクロシーベルトの空間線量で1年生活してもという部分で、見直しが必要なのではないかというお話でしたけれども、要するに、帰還を促すというような材料としてというようなことをおっしゃっていると思うのですが、実際に線量を、地元の福島の方々が戻るに当たって、帰還困難だとか、線量の高いところには戻らないことに、皆さん、そう判断を線量でされると思うのですが、解除されている地域に線量を気にするのかなというところがあって、そのあたりの議論だとか、委員長のお考えというのをちょっとお伺いしたかったのですが、なぜ今、見直す必要があるのかというところ、そのあたりと絡めてお願いします。

更田委員長 私は技術屋なもので、まず、2つの値を結びつける相関関係に改めるべきところがあるのだったら、それがもたらす利害とは無関係に、まず改めるべきだと考えてしまうのです。0.23マイクロシーベルト・パー・アワーのところ、その地域に住住したら年間の被ばく線量が1ミリシーベルト・パー・イヤーになってしまうと。

それは事故直後にある大きな仮定を置いて、そういう相関関係にしましょうということになっている。だけれども、その後、データが積み上がってきていて、当然、人は1地点にずっととどまって生活するわけではないですから、当然、その間でも様々な考慮というのは必要だけれども、まずはデータが積み上がっているのだったら、そのデータをきちんと整理して、これこそまさに整理してなのですけれども、それで、それを集めて、そして、今まで個人の方々に線量計をつけていただいていますから、こういった線量率のところ、居住するとどれだけの被ばく量になるというのは、それこそデータが積み上がっている。

ですから、まず、年間の被ばく線量と、それから、空間線量率の関係を、これは何も今のタイミングというよりも、こういう議論というのは、日々とまでは言わないですけれども、とにかくより正確に、知見が蓄積されたごとに改めていくべきものであって、事故直後にこう決めたから、その後、データが積み上がっても、それは変えないことにしておこうというのは、むしろ思考停止であって、後退であろうと思うので、意図があったことではなくて、2つの値との間の相関関係について、今、データも積み上がったのだから改めましょうと、単純にそういうことです。

記者 要するに、だから、先ほどおっしゃったように、意図があって何かに利用する、応用するという考えではなくて、まず、実態が事故当初より変化しているの、それをきちんと今の段階で整理をしておくべきではないかということでしょうか。

更田委員長 もし自分が、現存被ばく状況においてと言うと、ちょっとかた苦しい言い方ですけども、一定の空間線量率のところに住居していて、自分の年間被ばく線量はどのくらいになるのだろうか。これは当然、一種、知る権利ではあるし、それから、そこに住まわれる方だけではなくて、事故が与えたものというものを今後検証し、捉えていく上でも、一旦決めて、これで物事が進んでいるから、それでいいではないかというのは、やはりよくないと思うのです。

ですので、これがどういった判断に使われるか。それは個々人の判断は、すぐれて個々人の判断する権利を持っているのであって、ただ、判断する上で少しでも正確な情報をファクトとして伝えてほしいというのは当然の声であって、ですから、これも難しい状況下でそれぞれの組織がどうしても限界は持っているけれども、でも、説明できる、より正確なものを示せる状況になっているのだったら、そこへ向けて努力をしましょうというのが意図であります。

記者 最後にしますけれども、私が結構懸念しているのは、そういうデータを引き下げるということになった場合に、矮小化しているのではないかというような風評的な部分が出て、科学としては正しいのかもしれないけれども、心象的に地元の福島の方々がどうか。それで混乱を招いて更に帰還を遠ざけはしないかという部分が、結構そういう部分が考えられると思うのですけれども、そのあたり、今後の審議会だとかでも十分御議論はされるのかなと思うのですが、そのあたりについてはいかがですか。

更田委員長 よく分かりますよ。ただ、人が生活していく上で、リスクは放射線だけではなくて様々なリスクがある。それから、放射線のリスクを避けるために失うものもあるわけです。まさにそれに多くの方がさいなまれている。そこでどういう判断をするかというのは、もうその個人の自由であるし、判断です。

ただ、その判断をするときに、例えば、それこそ過剰に低い値、低いものを与えられていたら、それこそ迷惑だし、過剰に高い値を与えられていたって、それはだまされたことになるし、ですから、これはできるだけ、もちろん幅は持ちますし、不確かさはあるのだけれども、できるだけ中央値の値を与えてもらって判断したいと考えるのは当然のことだろうと思うのです。

どうしたって得るものと失うものがあります。私たちは日常生活をするときに、意識する、せざるにかかわらず、そういった判断をしているわけですけども、これは大きな判断で、その判断をするときの、あくまで私たちはこうすべきだとか、どうすべきだと言うつもりは全くなくて、個々人の判断の自由を支えるために、できるだけ正確な情報を与えたいと、そう考えています。

記者 ありがとうございます。

司会 よろしいですね。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -